

議案第21号 小松島市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法の整備に関する法律（第3次一括法）の施行により、社会教育法の一部改正がなされ、社会教育委員の委嘱の基準について省令で定める基準を参酌し条例で定めるもの。

小松島市社会教育委員設置条例(昭和34年小松島市条例第13号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(委嘱)</p> <p>第3条 委員は、学校教育及び社会教育の<u>関係者</u>並びに学識経験のある者の中から、小松島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。</p>	<p>(委嘱)</p> <p>第3条 委員は、学校教育及び社会教育の<u>関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者</u>並びに学識経験のある者の中から、小松島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。</p>	<p>改正</p>